



許可番号00100041481号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道紋別市渚滑町9丁目18番地

氏 名 北東開発工業株式会社
代表取締役 佐藤 伸也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和 3年(2021年)8月31日

許可の有効年月日 令和 8年(2026年)8月30日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの。

以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

また、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、燃え殻、汚泥、廃酸及びばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるものを含む。

積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成8年(1996年)9月5日 変更許可(汚泥、燃え殻の追加。)

平成13年(2001年)8月30日 許可の更新

平成17年(2005年)8月3日 変更許可(紙くず、繊維くず、動植物性残さの追加。)

平成18年(2006年)8月31日 更新時変更許可(廃酸の追加。)

平成23年(2011年)9月5日 更新時変更許可(廃油の追加。)

平成28年(2016年)1月20日 変更許可(ばいじんの追加。)

平成28年(2016年)6月9日 変更許可(産業廃棄物を処分するために処理したものの追加。)

平成28年(2016年)8月31日 許可の更新

令和3年(2021年)8月31日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・無

市名***** 許可番号*****

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	ダンプ	北見100か 235	9,800	北東開発工業株式会社	
2	ダンプ	北見100か 461	7,300	北東開発工業株式会社	土砂等積載禁止車
3	ダンプ	北見100か 670	9,100	北東開発工業株式会社	土砂等積載禁止車
4	ダンプ	北見100か 779	9,500	北東開発工業株式会社	
5	ダンプ	北見100か 780	9,700	北東開発工業株式会社	
6	ダンプ	北見100か 1213	9,500	北東開発工業株式会社	
7	ダンプ	北見100か 2497	8,700	北東開発工業株式会社	
8	ダンプ	北見100か 2741	8,900	北東開発工業株式会社	土砂等積載禁止車
9	ダンプ	北見100か 2781	9,200	北東開発工業株式会社	
10	ダンプ	北見100か 2886	9,000	北東開発工業株式会社	
11	ダンプ	北見100か 3054	9,200	北東開発工業株式会社	
12	ダンプ	北見100か 3180	9,200	北東開発工業株式会社	
13	ダンプ	北見100か 3205	9,200	北東開発工業株式会社	
14	ダンプ	北見100か 3462	9,300	北東開発工業株式会社	
15	ダンプ	北見100か 3827	9,200	北東開発工業株式会社	
16	ダンプ	北見100か 3928	11,100	北東開発工業株式会社	土砂等積載禁止車
17	清掃車(吸引車)	北見800は 1053	6,300	北東開発工業株式会社	
18	清掃車(吸引車)	北見800は 966	8,810	北東開発工業株式会社	
19	キャブオーバ	北見100か 1684	10,200	北東開発工業株式会社	
20	キャブオーバ	北見100か 1926	11,300	北東開発工業株式会社	
21	キャブオーバ	北見100か 2778	10,300	北東開発工業株式会社	
22	キャブオーバ	北見100さ 3959	1,950	北東開発工業株式会社	
23	キャブオーバ	北見430さ 3036	1,000	北東開発工業株式会社	

(備考)

- 1 自動車検査証(車検証)に記載されている内容を記載すること。
また、車検証の写しを添付すること。
- 2 借用車の場合、賃貸契約書等の写し(原則として1年以上の使用権原のあるもの)を添付すること。
なお、車検証の使用者欄に申請者名が記載されている場合は、借用車に該当しないものとして扱って差し支えない。
- 3 「土砂等積載禁止車」の場合には、備考欄にその旨を記載すること(車検証の備考欄に、「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載されている車両については、ダンプ規則法に規定する「土砂等」に該当しない「汚泥」を収集運搬する事は可能であるが、「鉱さい」、「がれき類」、「コンクリートくずを収集運搬することはできない。なお、ガラスくず、陶磁器くず、廃石膏ボード等は個別の判断となるため、申請者から、直接、国土交通省北海道運輸局自動車交通部貨物課に確認すること。))。
- 4 変更届出の場合は、備考欄に「新規、廃止」の別を記入すること。
- 5 船舶の場合には、「自動車登録番号又は車両番号」を「船舶番号」と読み替えること。

運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
24	キャブオーバ	北見430さ 3037	1,000	北東開発工業株式会社	
25	キャブオーバ	北見100さ 7888	900	北東開発工業株式会社	
26	ステーションワゴン	北見300た 3728	—	北東開発工業株式会社	
27	バン	北見430さ 1811	400	北東開発工業株式会社	
28	バン	北見400す 9979	400	北東開発工業株式会社	
29	バン	北見400す 2944	450	北東開発工業株式会社	
30	バン	北見430さ 1812	400	北東開発工業株式会社	
31	バン	北見400す 536	450	北東開発工業株式会社	
32	バン	北見400す 3180	400	北東開発工業株式会社	
33	ボンネット	北見45せ 4386	1,000	北東開発工業株式会社	

(備考)

- 自動車検査証（車検証）に記載されている内容を記載すること。
また、車検証の写しを添付すること。
- 借用車の場合、賃貸契約書等の写し（原則として1年以上の使用権原のあるもの）を添付すること。
なお、車検証の使用者欄に申請者名が記載されている場合は、借用車に該当しないものとして扱って差し支えない。
- 「土砂等積載禁止車」の場合には、備考欄にその旨を記載すること（車検証の備考欄に、「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載されている車両については、ダンプ規則法に規定する「土砂等」に該当しない「汚泥」を収集運搬する事は可能であるが、「鉱さい」、「がれき類」、「コンクリートくずを収集運搬することはできない。なお、ガラスくず、陶磁器くず、廃石膏ボード等は個別の判断となるため、申請者から、直接、国土交通省北海道運輸局自動車交通部貨物課に確認すること。）。
- 変更届出の場合は、備考欄に「新規、廃止」の別を記入すること。
- 船舶の場合には、「自動車登録番号又は車両番号」を「船舶番号」と読み替えること。